

令和 2 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：令和 2 年 7 月 30 日(木) 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

太子町総務部企画政策課

## 令和2年度第1回太子町まちづくり審議会 議事録

### 1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和2年7月30日(木)  
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室  
開 会 午前10時  
閉 会 午前11時50分

### 2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について  
太子町における公共交通の現状と課題について

### 3. 委員の出席者

出席委員：熊谷 直行、三村 喜明、溝端 剛、横山 孝司、  
三浦 淳子（教育委員会）、井手 俊郎（農業委員会）、  
藏屋 正之（自治会）、地丸 勇（商工会）、  
瀧北 りえ（男女共同参画）、窪田 啓子（公募）

### 4. 町出席者

町長 服部 千秋  
事務局及び説明員  
総務部長 森田 好紀  
企画政策課長 池田 誠  
係長 高見 良  
係長 井出 洋平  
主査 太田 祐一朗  
主事 平田 一馬  
主事 長谷川 大輔

### 5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

## 1. 開 会

池田課長 委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。  
ただ今から、令和2年度第1回太子町まちづくり審議会を開催いたします。  
会議に先立ちまして、服部町長が挨拶を申し上げます。

## 2. 町長あいさつ

服部町長 おはようございます。  
太子町長選挙を経まして、引き続き皆様方のお世話になります。よろしくお願ひいたします。  
本格的な酷暑の時期がやってまいりました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、まちづくり審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また平素は、町行政の運営に格別のご配慮を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。  
さて、毎日のようにその動向が変化しております新型コロナウイルス感染症対応でございますが、7月29日には、兵庫県において、直近一週間の感染者平均が30人を超え、「感染拡大期」に入った旨知事メッセージが発出されました。今後は、第二波・第三波の広がりも懸念されるところでございます。  
本町としましては、国や兵庫県の新型コロナウイルス感染症に対する対処方針や経済対策の動向を注視し、町民の皆様の健康被害を最小限に抑えるため、また、適切な支援策を実施できるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。  
本日は、太子町表彰条例に基づく、被表彰者の推薦についてご審議いただきますとともに、本町における公共交通に係る現状と課題について報告させていただきます。詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。  
最後になりますが、皆さんの益々のご健康とご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

## 3. 審議会委員・事務局職員の紹介

池田課長 続きまして、審議会委員及び事務局職員のご紹介に移ります。  
私がお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。  
まず、有識者として、三村 喜明様、溝端 剛様、横山 孝司様、熊谷 直行様です。  
町の各行政委員会から推薦いただいた方として、教育委員から、三浦 淳子様、農業委員から、井手 俊郎様です。  
各種団体から推薦いただいた方として、自治会から藏屋 正之様、商工

会の地丸 勇様、男女共同参画分野から 瀧北 りえ様です。

公募により選出しました方として、窪田 啓子様です。

次に、事務局職員のご紹介をさせていただきます。

改めまして、町長の服部千秋です。総務部長の森田です。

企画政策課 秘書広報係長の井出です。秘書広報係の長谷川です。当審議会事務担当の太田です。私は、企画政策課長の池田です。

委員の皆様には、任期の令和4年3月31日までの間、どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の担任事項でございますが、委員就任の際にご説明申し上げましたとおり、参考資料の1ページ「太子町まちづくり審議会条例」の第2条第1項に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

#### 4. 会長の選任

池田課長 審議会条例第5条第1項の規定では、会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

井手委員 事務局一任ではどうでしょうか。

池田課長 ただ今、「事務局一任」の発言がありましたので、事務局より会長候補者を推薦させていただき、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

池田課長 ご異議がないようですので、事務局より会長候補者として 熊谷 直行委員を推薦いたします。

会長に 熊谷 直行委員を選出することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池田課長 ご異議がありませんので、会長を熊谷 直行委員とすることに決定いたします。

なお、会長は、審議会条例第6条第1項に基づき、会議の議長を務めていただきますので、議長席に移動をお願いいたします。それでは、会長よりごあいさついただき、議事進行をお願いいたします。

#### 5. 会長あいさつ

熊谷会長 会長を務めさせていただいています、熊谷 直行でございます。

本日の会議の議長を務めさせていただきます。

本日の会議内容は、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」

の諮問を受け、審議を行った後、答申を行う予定です。

あと、1件、「太子町における公共交通の現状と課題について」説明を受けます。

ただ今の出席委員数は会長を含め10名です。定足数に達していますこと申し添えます。

## 6. 議事録署名委員の指名

熊谷会長 最初に会議録署名委員の指名をいたします。  
まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名いたします。  
議事録署名委員には、井手委員と瀧北委員の両氏を指名いたします。  
お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

## 7. 職務代理者の指名

池田課長 ここで1点確認事項がございます。  
太子町まちづくり審議会条例第5条第3項の規定により、当審議会の会長に事故あるとき、また欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっています。  
会長からどなたかご指名いただきたいのですが、いかがでしょうか。

熊谷会長 藏屋委員にお願いしたいと思います。

藏屋委員 会長からご指名をいただきましたので、お受けいたします。

池田課長 それでは、藏屋委員、よろしく願いいたします。

## 8. 議事①（諮問）

池田課長 諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問させていただきます。  
町長が諮問書を読み上げますので、会長はご起立ください。  
町長よろしく願いいたします。

服部町長 令和2年7月30日、太子町まちづくり審議会会長熊谷直行様、太子町長服部千秋。  
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（諮問）。  
太子町表彰条例第2条及び同条例施行規則第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

記 被表彰候補者名、社会功劳賞 新玉 聖夫 社会功劳賞 阪口 映子、  
社会功劳賞 肥田 克也、社会功劳賞 酒井 弘明、社会功劳賞 高井  
國昭、教育功劳賞 矢部 公典。  
よろしく願いいたします。

池田課長 それでは、審議に入りますので、町長はここで退席します。

## 9. 審議

熊谷会長 ただ今、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問がありました。

それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰者 6 名について審議を行いますので、事務局の詳細説明をお願いいたします。

井出係長 企画政策課の井出でございます。よろしく願いいたします。  
詳細説明の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

「令和 2 年度第 1 回太子町まちづくり審議会資料」と「参考資料」をお手元にご用意ください。諮問事項の被表彰者の決定については、こちらの資料に沿って、説明をさせていただきます。

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、6 名の方々です。

一人目は、鶴在住の新玉 聖夫様です。

太子町まちづくり審議会資料 3 ページをお開きください。

功績内容は、平成 20 年度より仁王前自治会長に推挙されて以来、令和元年度までの 12 年間の永きにわたり、住民の自治意識の高揚、環境の保全、社会福祉の向上等に積極的に取り組まれ、明るく住みよい地域社会づくりに努められました。この度の表彰は、「社会功劳賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号ウ「総代又は自治会長の職にあつて、12 年以上在職した者」の適用要件を満たされています。

二人目は、太田在住の阪口 映子様です。

太子町まちづくり審議会資料 3 ページをお開きください。

功績内容は、平成 19 年度より 12 年間にわたり民生委員・児童委員として地域福祉の向上に貢献されました。

また、平成 25 年より福祉・更生部長として部会を統括し、関係機関と連携した住民の福祉増進に尽力されました。この度の表彰は、「社会功劳賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号イ「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあつて、12 年以上在職した者」の適用要件を満たされています。

ここで、民生委員・児童委員の活動について、簡単にご説明させていた

できます。

民生委員制度は、大正 6 年に岡山県にて作られた「済世顧問制度」を起源とし、昭和 21 年に公布された勅令である民生委員令により、現在の民生委員と呼ばれるようになりました。

厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努め、児童委員を兼ねておられます。

児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うこととなっております。

三人目は、塚森在住の肥田 克也様です。

太子町まちづくり審議会資料 3 ページをお開きください。

功績内容は、平成 19 年度より 12 年間にわたり民生委員・児童委員として地域福祉の向上に貢献されました。

また、平成 22 年より青少年育成部長として部会を統括し、他部会との調整を図り、地域の子育てネットワークづくり等子育て支援の推進に尽力されました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号イ「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあつて、12 年以上在職した者」の適用要件を満たされています。

四人目は、蓮常寺在住の酒井 弘明様です。

太子町まちづくり審議会資料 3 ページをお開きください。

功績内容は、太子町防犯推進委員会の委員として、平成 4 年度より 28 年間の永きにわたり、地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と安全・安心のまちづくりに尽力されました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料 8 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条第 2 号エ「その他、地域社会づくりに貢献した者」の適用要件として、従前に 20 年以上同委員を務められた方を推薦していることから、十分にこれを満たされています。

ここで、太子町防犯推進委員会の活動について、簡単にご説明させていただきます。

昭和 53 年より、太子町から犯罪をなくするとともに青少年をとりまく環境の浄化と青少年の健全な育成を図り、もって明るく住みよい地域社会をつくることを目的として活動しています。

たつの警察署と連携しながら、盗犯や凶悪犯罪の予防、痴漢防止、暴力の追放等に取り組んでいます。

令和 2 年 4 月 1 日現在で 18 名の方が委員として活動しておられます。

また、たつの警察署長や生活安全課長を顧問とし、各種事業に取り組んでいます。

会議の種類としましては、総会と防犯部会、青少年部会、広報部会に分かれて行う専門部会の 2 種類があります。

また、活動実績としまして、総会・専門部会の開催や防犯キャンペーン、毎月行っておられる町内補導パトロール、太子会式でのパトロールなど様々な活動を行っておられます。

五人目は、東保在住の高井 國昭様です。

太子町まちづくり審議会資料4ページをお開きください。

功績内容は、太子町防犯推進委員会の委員として、昭和58年度より37年間の永きにわたり、地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と安全・安心のまちづくりに尽力されました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料8ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第2号エ「その他、地域社会づくりに貢献した者」の適用要件として、従前に20年以上同委員を務められた方を推薦していることから、十分にこれを満たされています。

六人目は、太田在住の矢部 公典様です。

太子町まちづくり審議会資料4ページをお開きください。

功績内容は、太子町の学校歯科医として、平成8年度より24年間の永きにわたり、町内学校園において、歯と口の健康づくりや虫歯予防に尽力するとともに、歯科医師会役員時代には、自身が外傷防止教育に取り組んだ経験をもとに、歯と口の外傷防止に努めるために、園における食事後の安全な歯磨き方法の指導に取り組まれるなど、幼児・生徒の健康と福祉の向上に大きく貢献されました。この度の表彰は、「教育功労賞」に該当いたします。

参考資料9ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第2条第4号ウ「その他、学校教育並びに社会教育の発展に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされていると考えます。

ここで、町医及び学校医の活動について、簡単にご説明させていただきます。

町医及び学校医ですが、「太子町町医及び太子町公立小学校医設置条例」に基づきまして、町民の保健衛生を指導並びに管理する為に各校区及び各校に設置することになっています。

町医の委嘱については、町長が議会の同意を得て委嘱することになっており、条例上の従事事項としましては、定期及び臨時予防接種や感染症予防接種などとされています。

次に、学校歯科医の活動について、簡単にご説明させていただきます。

学校歯科医ですが、同様に「太子町町医及び太子町公立小学校医設置条例」に基づきまして、町民の保健衛生を指導並びに管理する為に各校区及び各校に設置することになっています。学校歯科医としての具体的な仕事としましては、春に実施される幼稚園・小学校・中学校の定期健康診断や、秋に実施される小学校就学前の健康診断がございます。

参考ですが、過去の太子町表彰で町医及び学校医が表彰されているケースとして、10の方が表彰されております。

以上、6名の功績等概要説明をさせていただきました。



参考ですが、平成 2 年度から太子町表彰を制定してから、令和元年度末までで 150 名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳といたしまして、自治功労賞として 23 名、社会功労賞として 48 名、産業功労賞として 19 名、教育功労賞として 11 名、文化功労賞として 12 名、スポーツ功労賞として 35 名、たちばな賞として 1 団体、ひまわり賞として 1 名の方となっております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

熊谷会長 　ただ今の事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

横山委員 　賛成の立場から確認をさせていただきます。

四人目と五人目の方々は、規則第 2 条第 2 号エの「その他、地域社会づくりに貢献した者」として、20 年以上活動された方を対象とする中で候補者はそれぞれ 28 年と 37 年と非常に永い間活動されておられます。

その他にも 20 年以上活動をされている方はいると思いますが、今回このお二人が対象となった理由をお伺いします。

井出係長 　太子町表彰条例には、表彰候補者は在職中には行わないとの規定がございます。

当該対象者については、令和 2 年 3 月に退任されていることから、今回表彰候補者として、諮問させていただいた次第です。

横山委員 　分かりました。ありがとうございます。

熊谷会長 　他に意見等はございますでしょうか。

他にご意見やご質問がございませんので、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」原案どおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 　異議なし

熊谷会長 　ご異議がございませんので、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」原案どおり承認いたします。

ここで、事務局より諮問事項について今後の日程の説明がございます。

池田課長 　ただ今、諮問の「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」承認をいただきましたので、9 月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行います。

また、表彰式につきましては、例年ですと新年 1 月の新年交礼会の席上にて執り行うことが通例ではありますが、新型コロナウイルス感染症によって、新年交礼会自体の開催を検討している段階です。検討の結果、表彰をお渡しする形式が変更となる可能性もございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様のご協力によりまして、諮問事項の太子町表彰条例に基づく被表彰者の審議は滞りなく議了することができました。

ありがとうございました。以上でございます。

熊谷会長　　ここで、諮問事項について答申案作成の間、暫時休憩します。

熊谷会長　　会議を再開します。

諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定」について、先程の審議結果に基づき作成した答申案をお配りしました。

事務局で答申案を朗読してください。

太田主査　　それでは、答申案の読み上げをさせていただきます。

令和2年7月30日太子町長服部　千秋様、太子町まちづくり審議会会長熊谷　直行。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)案。

令和2年7月30日付太企画第356号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記　次の6名について適当と認めます。

被表彰候補者名、社会功労賞　新玉　聖夫　社会功労賞　阪口　映子、  
社会功労賞　肥田　克也、社会功労賞　酒井　弘明、社会功労賞　高井  
國昭、教育功労賞　矢部　公典。

以上でございます。

熊谷会長　　この答申案について、ご意見等がありますか。

各委員　　異議なし

熊谷会長　　ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。事務局は準備をお願いします。

## 10. 答申

熊谷会長　　令和2年7月30日太子町長服部　千秋様、太子町まちづくり審議会会長熊谷　直行。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。

令和2年7月30日付太企画第356号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記　次の6名について適当と認めます。

被表彰候補者名、社会功労賞　新玉　聖夫　社会功労賞　阪口　映子、  
社会功労賞　肥田　克也、社会功労賞　酒井　弘明、社会功労賞　高井　國  
昭、教育功労賞　矢部　公典。

以上、よろしく申し上げます。

服部町長 委員の皆様、ありがとうございました。  
これに沿って進めさせていただきます。

池田課長 ありがとうございました。なお、町長は別途公務がございますので、退席させていただきます。

## 11. 議事②

熊谷会長 続きまして、議事②「太子町における公共交通の現状と課題について」事務局より詳細説明を求めます。

池田課長 それでは、説明に際し担当者の紹介をさせていただきます。  
企画政策課 政策係長の高見です。政策係の平田です。

高見係長 企画政策課の高見です。本日は貴重なお時間をありがとうございます。  
町公共交通の現状と課題について説明させていただきます。  
本年4月から第6次太子町総合計画に基づくまちづくりがスタートしました。この計画は、一昨年度、昨年度において、まちづくり審議会や、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議において協議、審議いただき、第2次総合戦略と一体として策定したものです。そして、当該計画のための住民意識調査、住民アンケートにおいて、住民の皆さんが重要度の最も高いと考えているのが「公共交通（電車とバス）」でした。  
また、満足度が最も低かったものも同じ「公共交通」となっていました。  
住民アンケートの結果を受けて、国土交通省近畿運輸局、兵庫県などと協議の場を設定し、公共交通施策へのアドバイスを受けましたが、バスの運行状況、タクシー事業者の保有台数、JR網干駅に隣接、鉄道へのアクセスなど、公共交通環境は恵まれているという認識であり、現在の公共交通資源を大切することが第一であるとの意見でした。民間事業者は、利用が少なくなると手を引くことから、バス事業者等の利用者の減少について、住民も自治体も自分ごととして考えるべきということです。  
さらに、コミュニティバスや乗合タクシーは、既存の公共交通機関を補填するものであり、既存の公共交通機関の重要性が住民に浸透していない現在ではその導入は見合わせるべきとも意見をいただいています。  
また、町内を運行するバス事業者である神姫バス、ウエスト神姫、町内に営業所のあるタクシー事業者である富士交通、太子タクシーとヒアリング、協議の場を持ちました。事業者等の現状などについては後ほど説明いたします。  
町においては、計画を、そして住民意見をまちづくりに生かすため、本日、まちづくり審議会委員の皆さんに現状と課題を説明、意見をいただき、住民の皆さんとともに考えていく公共交通の第一歩にしたいと考えています。

前方スクリーンのパワーポイントで説明いたしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、部屋を広く使っていますので、パワーポイントと同じものを印刷にして机上配布しています。スクリーンが見えにくい場合は、机上資料をご覧ください。

公共交通は、地域住民の移動手段としてだけではなく、コンパクトシティの実現、まちのにぎわいの創出や健康増進、環境にやさしいまちづくりの推進、人の交流の活性化、など様々なテーマに広がるものです。まちづくり審議会委員の皆さんとともに、まちの公共交通の現状と課題、まちづくりの方向性を踏まえ、まちに合った「公共交通」を検討したいと考えています。

公共交通に係る本年度のスケジュールですが、本日のまちづくり審議会でご意見をいただいた後、11月にまちづくりの集いにて、公共交通ワークショップを開催したいと考えています。昨年度において、総合計画策定のため、自治会、議会、商工会、農業者、若者代表、PTAなどに参集いただき、未来のまちづくりをワークショップで話し合いました。

新型コロナの関係で変更になる可能性がありますが、本年度は公共交通をテーマとしてワークショップの開催を予定しています。続きまして、令和3年2月には、第2回まちづくり審議会を予定しており、3月には、住民、バス事業者やタクシー会社等の公共交通事業者、行政が集まって、公共交通研究会を組織したいと考えています。本日の審議会も含め、住民や事業者、行政と一緒に公共交通について考える、モビリティ・マネジメントを進める一年にしていきたいと考えています。モビリティ・マネジメントとは、「過度に自動車に頼る生活」から「公共交通や徒歩、自転車を含めた多様な交通手段をかしこく利用する状態」へと少しずつ変えていく取組です。

まちの特性を説明します。太子町は、22.61 km<sup>2</sup>という小さな町域の中に、スーパー、ドラッグストア、コンビニなど、買い物ができるお店がたくさんあり、若い世代が多く、人口に占める若年人口の割合は兵庫県下で一番高いまちとなっています。

また、自家用車の保有割合も高く、一人平均で0.75台の車を保有しています。

事前配布資料のA3の地図をお開きください。赤色の枠線が町域を示し、緑色の枠線が市街化区域を示しています。また、バス停、駅、スーパーなどを明示しており、バス停は半径500m、駅では半径1kmとして公共交通域を示す円を描いています。ご覧いただくと、緑色の枠内は公共交通が概ねカバーしていますが、龍田地区、石海西南地区が公共交通空白地となっていることが見て取れます。

続いて、人口の動向を簡単にご説明します。西播磨地域を比較できる人口の表となりますが、右側部分の老年人口にご注目ください。本町の高齢化の進行は西播磨の他市町と比較して5年程度緩やかであることが分かります。

また、3つのパターンのこれから先の人口の動向をお示ししていますが、全国的な人口推計比較時に用いられる社会保障人口問題研究所ベース、住

民基本台帳ベース、町の精力的な人口増施策を展開した上での人口の未来を示した人口ビジョンベース、すべてで人口は減少する見込みです。

続いては、現在の介護保険事業計画を策定する際に高齢者を対象にしたアンケートにおいて、高齢者の外出する際の移動手段をお聴きした結果です。半分以上の高齢者が自分で自動車を運転していること、電車、路線バス、タクシーも一定数が利用されていることが分かります。

町を通る路線バスの現状ですが、町内のバス停から姫路赤十字病院や姫路駅、JR 網干駅、山陽電車網干駅などへの所要時間の目安と金額をお示ししています。路線バスにつきましては、町内を通過するメインの路線である龍野と姫路を結ぶものは1時間に1便以上、山崎とダイセルを結ぶものは2時間に1便程度運行していることが分かります。

次にタクシーの状況ですが、富士交通、太子タクシーともに10台以上を配車できるよう保有しています。乗務員の高齢化が進んでいること、町施策の高齢者・障害者を対象としたタクシー券を配布する「やすらぎタクシー」事業については利用促進の呼び水として役立っていると認識されており、また、当該事業の拡大も希望されています。主な利用目的は、午前中の病院、スーパーなどへの利用となっています。兵庫陸運部所管の地域別タクシー事業者数をご覧いただくとおり、全国的にも県域でも、西播磨地域でもタクシー事業者は減少しています。近畿陸運局での協議においても拙速な公共交通施策を導入することで、既存の公共交通事業を圧迫することになると意見を受けています。昨年度のさまざまな協議を経て、事務局としてもタクシーを公共交通の一つとして認識することを新たにしました。

続いて、鉄道、JR 網干駅についてです。国勢調査やパーソントリップ調査などでも分かっていることですが、JR 網干駅は新快速の始発駅として人気であり、神戸・大阪でも通勤圏となっている大きな要因です。再開発により、駅北側の再整備が進められており、路線バスのバス停についても駅南側から北側への移動が予定されています。

特徴として、駐車場、駐輪場が多く、パーク&ライド、サイクル&ライド方式が定着していること、駅前に買い物できる場所がないことが挙げられます。昔はジャスコがあったこと、駅前のコンビニも無くなったことは皆さんご存じのことと思います。

そのような以前の状況と比較して、電車を降りて買い物して帰ること、飲んで帰ることができないという声をお聞きします。一日約8千人の方が乗車する駅です。始発電車がある網干駅の近郊にある町であることは太子町の大きな強みと考えています。

次に、町公共交通施策の流れとしては、平成16年7月から平成18年3月までコミュニティバス試行運転、平成24年度から高齢者・障害者タクシー運賃の助成、平成24年度から民営乗合バス運行補助開始、平成29年10月から買い物支援モデル事業試行開始が挙げられます。

コミュニティバスにつきましては、運行日数508日、利用者数9,055人、平均乗車17.8人/日、一便平均乗車人数1.5人となっています。コミュニティバスの実施評価を広く得るために、2回のアンケート調査を実施し、最終的に「どちらかというとなんか運行を継続しなくてもよい」と「運行を継続しな

くてもよい」と答えられた方が、回答者の過半数を占めるという運行継続に否定的なご意見が多かったことを受けて試行運行で中止となりました。年間運行経費は約 1,000 万円でした。

続きまして、高齢者等買い物支援事業につきましては、自治会内の運転ボランティアに役場が貸出を行う車を利用していただき、自治会の集合場所から町内の商業施設に送迎するものです。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、高齢化が進む自治会の中で支え合う仕組みづくりを支援するためにスタートしたものです。スタート当初から糸井池・糸井池田、鼓ヶ原、広坂の 3 地区で実施されており、一年間に延べ 700 人を超える利用者がおられます。ふるさと応援寄付金、ふるさと納税を活用して行っていますが、スクリーンの写真をご覧くださいとおおり、参加者はとても楽しみにしているとお聞きしています。一方、ボランティアの継続性の課題や、今はまだ自分で買い物に行けるなどを理由として、参加自治会が増加しない現状があります。

やすらぎタクシーにつきましては、高齢者や障害者を対象として行っており、自動車を保有しない高齢者世帯や障害者世帯に配布しているもので、一年間で 500 円券を高齢者世帯で最大 30 枚、障害者世帯で最大 48 枚をお配りするものです。利用率は高齢者が約 70%、障害者が約 56%となっています。住民の皆さんからいただく意見としては、息子夫婦等と同居する世帯、いわゆる昼間独居などに対応していない点です。住民アンケートにおいても、そのような声をいただいています。

続いて、近隣市町の公共交通施策で一番耳にする、たつの市の市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」をご紹介します。市内約 500 箇所の停留所に行くことができる乗り合いタクシーとなっており、運行日数が 292 日、利用者が 68,433 人/年、一日に約 235 人の市民が利用されています。医療施設や福祉施設、買い物の利用が多く、新宮町では西栗栖小学校へのスクールバスとしても利用されています。年間経費は約 8 千万円で、国からの補助金を約 1 千 500 万円受けられています。

この「あかねちゃん」につきましては、全国的にみても多くの市民に利用されている成功事例であり、全国で 2 番目に利用されている乗り合いタクシーとお聞きしています。原則的には、旧市町単位内に行くためのものとなっています。たつの市については、その他にコミュニティバスも運行されています。

続いて、姫路市の公共交通施策、考え方をご紹介します。主な姫路市の公共交通施策として、家島地域、坊勢地域で運行されているコミュニティバス、夢前町前之庄地域、高木地域で運行されている乗合タクシー、姫路駅周辺に設置されているレンタサイクル：姫チャリが挙げられます。

姫路市では、公共交通施策を導入するのは、公共交通空白地と 10 地域としており、行政主導で公共交通を導入するのではなく、地域がまとまり、地域から発案・申請があれば、アンケート調査を検討することから始め、地域と市が協力して運行計画を検討します。

その検討にあたっては、公的負担額は 1 乗車あたり上限 500 円までを前提として、年間乗車人数見込みでの経費を算出し、実施可能な運行計画、

サービス内容にすることとなっています。社会実験期間を設け、検証・分析を経て休止・本格運行を決定することになりますが、実証期間のみで休止となった計画もあります。姫路市では、公共交通は地域の運行・利用への意識があってこそ実現するもので、持続可能な制度としなければならないと考えています。

本町においても、公共交通は「与えられて当たり前のもの」から、「自分たちが利用しないと維持できないもの」への意識転換が必要と考えています。一方、公共交通の収支赤字だけが問題とは考えていません。公共交通の利便性が高まり、高齢者等の外出機会が増えることによって、高齢者の健康増進や就労機会が増加し、そのために医療費や社会保障費が削減され、むしろ社会全体としての費用負担が下がる可能性などもあるからです。

広い視点から持続可能な公共交通の在り方について協議を行うことが大切であり、本審議会委員の皆さんを始めとした、住民、事業者などと一緒にモビリティ・マネジメントを進めていきたいと考えています。

以上で町公共交通の現状と課題についての説明を終えさせていただきます。

熊谷会長 事務局の説明に対して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

溝端委員 路線バスの赤字に対する町補助金はどのくらい分かればお願いします。

高見係長 昨年度で約 280 万円となっています。これに対して兵庫県より 37 万円の町への補助金があり、また、残りの負担額の 8 割に対して特別交付税措置がありますので、実質の町負担は 20 万円以下となっています。

井手委員 町公共交通施策として、平成 24 年度からのタクシー運賃助成、平成 29 年度からの高齢者等買い物支援事業を説明されましたが、これらの施策は限られた方を対象とする福祉施策と考えます。公共交通の枠ですべきものなのか疑問に感じました。

高見係長 ご意見のとおり、両事業につきましては、現在も福祉部門で予算を持ち、事業を実施しているものです。

一方、公共交通に対する住民からの意見は車を運転できなくなった場合の買物や通院といった意見がとても多いのが現状です。まちづくりの全体で公共交通を考え、福祉の受け持ち部分などをきちんと区分できればと考えています。

三浦委員 バス停の中心とした 500m をそのバス停の公共交通域と説明を受けましたが、自転車置き場があればその 500m ももっと近く感じるし、もう少し遠い人でも利用できるのではないのでしょうか。

高見係長 JR 網干駅ではサイクル&ライドが定着していますが、バス停には自転車置き場がないため、自転車での利用が困難なことが現状です。三浦委員の意

見のとおり、姫路市などではバス停への自転車置き場設置を進めているとも聞いています。路線バスの利活用に向けて前向きに検討していきたいと考えます。

三浦委員　もう一つ、バスの利活用についての意見ですが、交通渋滞などの影響があり、電車と違ってバスは時刻表通りに来ないことが多いことが利用を妨げていると思っています。また、いつ来るか分かりません。バスの位置や到着時間等が分かるような表示板などがあれば利用が増えるのではないのでしょうか。

高見係長　神姫バス、ウエスト神姫では、GPSを活用したバスロケーションシステムが導入されており、スマートフォンやパソコンで現在のバスの位置、到着時刻の目安を知ることができます。しかしながら、バスを利用する方にはスマートフォンをお持ちでない方、扱いに慣れていない方も多くおられるのも事実であると思っています。先進事例も含め、前向きに調査研究していきます。

溝端委員　交通の利用目的を明確化することも必要です。通勤・通学なのか、買い物や通院などの生活支援なのかなど、層で分けて考えていくことが必要でしょう。

バス停からの500mは確かに全国的な指標としての公共交通域ですが、その500mが大変な方もおられます。そこを福祉の網で救うなど、さまざまな施策を考え、組み合わせなければいいと考えています。

池田課長　溝端委員のご意見のとおり、公共交通という面の上に福祉サービスの網をかけるなど、さまざまな手段で公共交通を複合的に捉えていくことが必要であると考えています。これからのまちづくり審議会、また、まちづくりの集い等で住民の皆さんの意見をまとめ、調査研究していきます。

高見係長　横山委員、ご存じであれば、勤務されている東芝での路線バスの利用状況をお教えいただけますか。

横山委員　感覚的なものとなりますが、少数ですがバス通勤者はおります。鶯のバス停から徒歩で来ています。

高見係長　会社の前に新たなバス停ができればバス通勤者は増えると思われませんか。

横山委員　マイカーでの通勤者が多く、バス停ができたとしてもその層がバス通勤にシフトすることは考えにくいです。ただし、転勤者については、電車、バスを乗り継いで来るという選択肢にはなると考えます。

地丸委員　買物支援事業については、年間利用者は700人あまりと説明を受けましたが、実際には対象者の何割くらいが利用していますか。また、町として今後広げていきたいと考えていますか。



高見係長 高齢者等買い物支援事業については、65 歳以上で車の乗降に介助の必要がなく、集合場所等へ自力で行ける人としていますので、対象者の何割というお答えがしにくいのが現状です。延べ人数で 700 人を超えていますが、週一回の地域でのお出かけを楽しみにしている方が利用されており、継続的な利用者が多いのが現状と聞いています。地域づくりにおいても有効であり、今後広がっていけばいいと考えています。

藏屋委員 買い物等支援事業については、今後の更なる高齢化を見据えるといい取り組みであると思っています。私の住む自治会に置き換えて検討してみたことがあります。ボランティアの継続性、育成が難しいと感じました。ボランティアの育成などについて対応を検討いただければありがたいです。

森田部長 本事業は、元々、公共交通ではなく、共助の目的で実施しているもので、地域づくりの一環です。このような地域での助け合いが広がればつながりが深まり、地域づくりが活性化します。地域と一緒にこれからも考えていきます。

## 12. 閉会

熊谷会長 他にご意見はありませんか。  
ご意見等が無いようですので、議事を終了し、本日の会議を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。  
この公共交通の案件につきましても、翌年 2 月開催予定の第 2 回まちづくり審議会において再度審議する予定としておりますので、よろしく願います。  
事務局から連絡事項はありますか。

太田主査 失礼いたします。長時間に亘りご審議いただきありがとうございます。  
当まちづくり審議会については、「太子町報酬及び費用弁償に関する条例」に基づきまして、会議出席者に対して報酬をお支払いさせていただきます。お支払い日や金額等については、個別に通知にてお知らせさせていただきます。  
本日、委員改選後初回でございますので、支払先口座の新規登録及び変更等がございましたら私まで申しつけください。  
以上でございます。

熊谷会長 本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございます。  
会議では、太子町表彰の被表彰者 6 名を原案どおり承認しました。  
事務局におかれましては、本日の会議結果に基づいて、今後の事務・事業の執行をお願いしたいと思います。  
また、委員の皆様におかれましては、今後も円滑な審議会運営にご協力い

ただくことをお願いします。

それでは、これをもちまして、令和2年度第1回まちづくり審議会を閉会いたします。

池田課長 熊谷会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和2年8月/3日

署名委員

井手俊郎 

龍北りえ 